

介護保障を考える 弁護士と障害者の会 全国ネット

障害者・難病患者が地域で自立して生きていけるように。

障害者権利条約が国連で採択され、日本でも同条約の批准に向けて障害者制度改革が行われていますが、現状でもなお、障害者・難病患者が地域で生きていくことには様々な壁があります。

この会は、この壁を少しでも打ち破ることができるよう、自立した生活に必要な障害者・難病患者に対するヘルパー制度利用時間（「支給量」）が十分に保障されるための手助けをすることを目的として設立されました。当事者団体と介護保障問題に取り組んできた弁護士らがタッグを組んで、全国各地で力を発揮したいと思っています。

全国各地に無料で支給量裁判等の経験のある弁護士の講師を派遣し、地元弁護士向けの支給量の裁判・不服審査請求・支給量の変更申請等のノウハウ勉強会を行います。まずは当会にご連絡いただいたあと、地元の弁護士に支給量変更申請や不服審査請求の代理を依頼し、上記勉強会への参加も依頼してください。

※依頼先の地元の弁護士の弁護士費用は自己負担です。（ただし 24 時間介護保障のない地域での 24 時間重度訪問介護の申請など、その地域全体の支給量水準に良い影響が及ぶ見込みのあるケースには、弁護士費用を助成できる場合があります。ご相談ください。）

支給量を増やすためのフリーダイヤルでの無料相談も行なっております。まずはご相談ください。（弁護士ではない当会のスタッフが対応します。通常、短時間での相談とさせていただきます（ただし、当会の判断で、その地域全体の支給量水準に良い影響が及ぶ見込みのあるケースについては、長時間・複数回での相談対応をさせていただくことがあります。）。）

介護保障を考える弁護士と障害者の会 全国ネット

共同代表 野口俊彦 & 弁護士 藤岡毅

【事務局】

〒190-0022 東京都立川市錦町 3-1-29 サンハイム立川 1F

フリーダイヤル：0120-979-197（月～金 9：00～18：00）

メール：kaigohoshou@gmail.com

ホームページ：http://kaigohoshou.utun.net/

弁護士講師の派遣

ミニ学習会、講演会など企画段階から相談に応じます。

講師への交通費・謝礼は当会が負担します。

介護保障問題に取り組む弁護士が講師を務め、支給量に関する判例の動向や分析などの情報を提供し、助言します。対象は、地元弁護士、当事者、支援者などご要望に応じますが、地元弁護士の参加が条件です。(ただし、地域的な重複・偏りがある場合は派遣できないことがあります)

無料相談

「在宅生活のために支給量が足りない。けれど行政は冷たい。交渉？再申請？変更申請？不服審査？仮の義務付け？訴訟？どこから手を着ければよいのかわかりません。」このようなお悩みをお持ちの方に、介護保障問題に詳しいスタッフ(弁護士ではありません。)が無料でフリーダイヤルにてご相談に乗ります。

在宅生活のために支給量が足りない。けれど行政は冷たい。

交渉？再申請？変更申請？不服審査？仮の義務付け？訴訟？

どこから手を着ければわかりません。詳しいスタッフが無料でフリーダイヤルでお伺いします。

申請代理業務

弁護士が代理して支給申請や変更申請を行います。肝心なのは支給量を獲得できるような説得力のある申請書と資料を作成することです。(当会の弁護士のいない地域では地元弁護士に直接依頼して頂き、当会弁護士が地元弁護士にアドバイスします。)

不服審査代理業務

決定された支給量が不十分であったり、変更申請が却下されたりした場合、弁護士が代理して都道府県知事に対する不服審査請求を行います。(当会の弁護士のいない地域では地元弁護士に直接依頼して頂き、当会弁護士が地元弁護士にアドバイスします。)

支給量が少なく困っている 障害者や難病患者のみなさまへ

必要な支給量をきちんと受けられるよう、地元の弁護士に変更申請の代理を依頼してください。支給量アップのための申請や審査請求手続、裁判などのノウハウのある当会の弁護士が各地の地元弁護士向けに無料で勉強会を行います。

●和歌山では ALS 患者（健常者の配偶者と 2 人世帯）の支給量裁判で、裁判所は 1 日 21 時間以上の支給量を義務付ける判決を出しました。その結果、介護保険の訪問介護と障害福祉の重度訪問介護をあわせ 1 日 22 時間、ヘルパー制度を利用することができるようになりました。

●その他、全国では、裁判をしなくとも、介護保障問題に詳しい弁護士が関与して、障害状況や介護状況の詳しい資料を付けて支給量の申請をすることで、1 日 24 時間に近い支給量を獲得した事例がいくつもあります。

※このような事例から得たノウハウを、各地の障害者・難病患者、地元弁護士、相談支援事業所、障害者団体などに伝えるための勉強会や講演会を行ないます。

以下の条件にかなう場合、無料で講師を派遣致します。

●勉強会や講演会開催を全国各地で行うため、地域的な偏りが無いこと
●ノウハウのある地元弁護士と一緒に育てることも目的であるため、地元弁護士に依頼をするなどのご協力をしていただけること。

※変更申請や不服審査請求などの業務を担当するのは地元弁護士です。勉強会の講師の弁護士が依頼を受けることは原則としてありません。

※地元弁護士の弁護士費用は自己負担です。

●地元の障害者団体・相談支援事業所などを一緒に育てることも目的であるため、地元の障害者団体などに相談をするなどのご協力をしていただけること。

※変更申請や不服審査請求などの資料作成の際は、ご自身にも積極的に関わっていただきます。その際、障害者団体や相談支援事業所などの支援がある方が望ましいです。

お問い合わせ

介護保障を考える弁護士と障害者の会 全国ネット

【事務局】

〒190-0022 東京都立川市錦町 3-1-29 サンハイム立川 1F
フリーダイヤル：0120-979-197（月～金 9：00～18：00）
メール：kaigohoshou@gmail.com
ホームページ：http://kaigohoshou.utun.net/